

保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No. 26
〒683-0853 米子市両三柳 877-1
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

ワクチン接種「時間外・休日」加算の 請求方法について

厚労省の6月23日付事務連絡にて、新型コロナワクチン接種の「時間外・休日」上乗せ加算についての請求方法が発表されました。内容は以下の通りです。

【時間外・休日に接種を行った場合の上乗せ費用の請求方法】

【請求先】

医療機関が所在する市町村(被接種者の居住地に依らない)

【提出物】

請求書(様式1)及び実績報告書(様式2)

※実績報告書の「接種回数(予診を含めない)」には、集団接種である
大規模接種会場・市町村特設会場の実績は含まれない。



【請求額】

時間外: 730 円 × 予診実施回数 + 消費税
休 日: 2,130 円 × 予診実施回数 + 消費税

※ 予診の結果、接種をしなかった(「予診のみ」で請求した)場合、後述の整合性を前提に、回数に含めることが可能

【作成方法】

- 時間外・休日に接種を行った場合の接種費用の上乗せのみの請求とすること
(接種費用2,070 円等は従前通りの方法で請求するため、本請求に含まない)
- 該当期間(令和3年4月1日から同年7月31日まで)を一括として作成すること。(8月以降は別途示す。)
- 接種費用2,070 円等の請求との整合性を図ること

※ 接種費用(2,070 円/回)の請求については、審査において予診の実施について支払いが認められなかった場合は、時間外等加算の対象とはならないので、市町村に請求しないこと。既に請求済の場合は、市町村に訂正の報告を速やかに行うこと。また、請求先である市町村から、時間外等加算分の実績報告等について照会があった場合は適切に対応すること。

【請求及び支払いの時期】

全国知事会と日本医師会との間で変更契約の手続き中であり、現状、以下の案となっている。

- 医療機関は、適用期間分(4月1日～7月末日)を取りまとめた上で、適用期間終了月の翌月末までに請求を行う。
- 市町村は、請求の内容を審査した上で適正と認めた場合には、審査を終えた日の属する月の翌月末までに当該請求に係る委託料の支払いを行う。
- ただし、別途市町村と医療機関との間で指定する場合は、当該取り決めに従う。